

ともに先へ、先へ。

民主党 参議院比例区第65総支部総支部長

参議院議員 **えさきたかし**



えさきたかしの「がんばるバイ」No.22

消費生活相談員の安定的な雇用と処遇の改善にむけて

消費者担当大臣が、自治体にむけてメッセージ

地方消費生活相談員のいわゆる「雇止め」問題が大きくクローズアップされる中、7月31日、政府の地方消費者行政推進本部の松原仁本部長（消費者担当大臣）から、全国の自治体にむけてメッセージが発出されました。

<p>「地方消費者行政の充実・強化のための指針」策定に当たって</p> <p>消費者行政の「底基」を支える全国の皆様の御尽力と御努力に改めて深く感謝申し上げます。</p> <p>消費者行政の推進にあたって、地方消費者行政の充実・強化は最も重要な課題であり、消費者にとって身近な相談窓口の充実が不可欠であると考えています。</p> <p>消費者庁は、平成21年度からの3年間を地方消費者行政の「集中育成・強化期間」と位置付け、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」を策定し、「地方消費者行政活性化交付金」などを通じて、地方自治体の取組を支援してきました。</p> <p>この3年間で、地方消費者行政の充実・強化は着実に進展しましたが、一方で、小規模な地方自治体を中心として、依然として自主財源の確保が困難な状況にあります。このため国は、新たな財政支援措置を講じ、地方消費者行政に積極的に取り組む地方自治体を引き続き支援することが重要であると認識しています。今後、必要な財源の確保に向け、最大限の努力をしてまいります。</p> <p>消費生活相談員のいわゆる「雇止め」も重要な課題です。</p> <p>消費生活相談には、消費者問題に関する専門的な知識と、実務経験の積み重ねによって得られる事業者との交渉力などの技能が必要です。しかし、こうした専門性の向上への配慮や、職務の実態に見合った任用が必ずしもされていない状況にあり、相談員の方々の経験という貴重な財産が活かされないといった状況もみられます。</p>	<p>実態として非常勤職員の行う業務の中にも恒常的な業務があること、及び、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果としての同一者の再度任用は排除されないことについて、総務省と認識を共有しています。</p> <p>各自治体におかれましても、再度任用の回数について一律に制限を設けることなく、専門性に配慮した任用と処遇をぜひともお願いいたします。</p> <p>この「指針」では、地方自治体における先導的な事例を取り上げながら、「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政の充実・強化に向けて、「消費者庁の取組」と「自治体への期待（提言）」をまとめています。</p> <p>地方消費者行政の充実・強化は、消費者の安全・安心の確保と、公正な市場の実現による経済の活性化に繋がるものです。首長の皆様にはより一層、消費者行政の体制整備と効果的な取組を推進していただけるよう期待しております。同時に、国と地方が相互に支えあい、互の両輪となって、消費者行政に共に取り組んでいきたいと考えます。自治体の皆様との連携をさらに強化しながら、地域の取組をしっかりと支援してまいりますので、今後とも、御協力を御願い申し上げます。</p> <p>平成24年7月</p> <p>地方消費者行政推進本部 本部長（内閣府特命担当大臣）</p> <p>松原仁</p>
--	--

江崎議員が事務局長を務める消費者議連が、大臣に要望し実現

地方消費生活相談員の雇止め問題は、今年、5月16日の消費者議連主催の「消費者行政強化のための円卓会議@民主党」でも、大きなテーマとして扱われました。消費者議連は、この問題を含め6月14日に松原大臣に、消費者行政強化のための申し入れを行っていました。

消費生活相談員の専門性に配慮した任用と処遇を、自治体に要請

この大臣メッセージの特徴は、「実態として非常勤職員の行う業務の中にも恒常的な業務があること」、「（専門性を認めて）同一者の再任用は排除されないこと」について、地方行政を所管する総務省と認識を共有したということ。そのうえで、消費生活相談員の再任用の回数について一律に制限を設けることなく、専門性に配慮した任用と処遇を、自治体に対して要請したことにあります。このメッセージは非常勤職員の処遇改善にむけた、小さな一歩にすぎないかもしれませんが、現場での労使交渉の大きな力になることを期待しています。